検証検討結果報告に係る今後の検討項目

資料2

頁数	検証検討結果報告の該当部分		人後の拾計西口	<u> </u>
	月 月 日	検証検討結果の内容	今後の検討項目	所管する会議
7	第1 定例会の招集回数及び会期 会期の設定方法 会期の始期及び終期	会期を通年とすることで、議会活動の比重が大きくなり、地域での議員活動の時間が減少するおそれがあることや、執行部の行政能率への影響といった懸念があるため、通年議会の導入に当たっては、これらの課題に十分配慮することが必要であり、現行のスケジュールを基本として、年間議事予定を組むことが適当と考える。 会期の設定については、先行自治体議会パターンを採用し、3月末の税制改正関連の条例案審議等を考慮して、年度単位で区切るの		議会運営委員会
7	第1 定例会の招集回数及び会期 通年議会を採用する場合の検討 課題 ア 開議・閉議に係るルールの設定	ではなく、始期を1月、終期を12月とすることが適当と考える。 会期が長期になると、開議・閉議に係る議長の裁量が大きく拡大する ことから、知事から付議すべき議案等を示したうえで開議の請求が あった場合は、議長は7日以内に本会議を開催しなければならないと		議会運営委員会
7	第1 定例会の招集回数及び会期 通年議会を採用する場合の検討 課題 ウ 一事不再議の原則を適用しない 場合	事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、 会議規則で規定する。 事情の変更があったときの判断基準については、今後、検討する必 要がある。	会議規則の改正及び事情 変更があったときの判断 基準	議会運営委員会
17	第2 本会議の運営方法等 9 会議録の調製について	発言内容の確定時期及び会議録調製の期間については、今後、検 討する必要がある。	発言内容の確定時期及び 会議録調製の期間	議会運営委員会
21	第3 委員会の運営方法等 4 常任委員会等の審査・調査の方 法 (1)委員会の運営	委員長報告の意義を鑑み、委員会運営の一環として、委員長報告 で特に言及した事項については、委員長の判断により、委員会の所 管事項調査の中で、執行部の報告を求める。 また、附帯決議の意義を鑑み、附帯決議を行った事項については、 原則として、委員会の所管事項調査の中で、執行部の報告を求める ものとする。なお、議会基本条例で附帯決議の尊重義務、附帯決議 に関する対応状況等の報告義務を規定した例がある。	委員長報告及び附帯決議 の取扱い	委員長会議